

○医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一、二 （略）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「第六条の五第一項」を「第六条の五第三項」に、「を広告する」を「の広告（同法第六条の五第一項に規定する広告をいう。）をする」に改める。